

本庁専決許可　－新規許可申請を受け付ける漁業－

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも網）	長崎県の河川（当該河川の河口に隣接する海面を含む。）のうち、申請のあった河川	12月1日から4月30日まで	－	－	3	長崎県に住所及び養殖場を有し、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき農林水産大臣からうなぎ養殖業の許可を受けた者で、自己の営むうなぎ養殖業に種苗を自給することを目的とするもの	対象としない	対象としない	令和7年10月27日から令和7年11月17日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③養殖実績報告書（様式1） ④養殖事業計画書（様式2） ⑤月別・河川別の採捕計画書（様式3） ⑥養殖池の概要表（様式4） ⑦養殖場の図面及び写真 ⑧漁具漁法説明書（使用漁具図に主要寸法を記載すること） ⑨漁業従事契約証書（様式5） ⑩漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑪農林水産大臣が交付したうなぎ養殖業許可証の写し	1　河川の第1橋りょうから下流で採捕する場合は、漁業権者の同意を得なければならない。 2　採捕数量は、農林水産大臣が交付するうなぎ養殖業許可証の池入割当量欄に記載された「にはんうなぎ」の数量の範囲とし、これを超える数量を採捕してはならない。 3　許可証に記載された漁業従事者以外の者に採捕を行わせてはならない。 4　採捕するときは、次の帽子を着用しなければならない。 （1）帽子の色は「白」とすること。 （2）右側面に「許可番号」、左側面に「うなぎ稚魚漁業従事者　長崎県」と記載すること。 5　採捕するときは、許可証又は長崎県漁業振興課長が原本証明した許可証の写しを携帯しなければならない。 6　採捕したうなぎの稚魚は、当該許可受有者本人以外の養殖池に池入れしてはならない。 7　当該許可を受けた者は、毎月、月ごと、河川ごとに採捕実績を集計し翌月10日までに報告しなければならない。 8　国内全ての養殖場のはんうなぎの池入数量の上限を遵守するため、知事が採捕停止を指示した場合は直ちに採捕を停止しなければならない。	令和7年12月1日から令和8年11月30日まで